**第８　社会福祉事業に係る登録免許税の非課税証明の手続について**

**１　概　要**

○　法人が行う社会福祉事業（社会福祉法第２条第１項に規定）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記(所有権、賃借権、地上権)については、登録免許税の非課税措置を受けることができる。（登録免許税法第４条第２項）

○　この措置を受けるには、当該不動産が法人の社会福祉事業の用に供するための不動産であることが必要であり、かつ、当該不動産の所在地の社会福祉施設又は社会福祉事業を所管する県、市町の証明を受ける必要がある。

○　この証明を受けるためには、「登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願」に当該不動産が法人の社会福祉事業の用に供するための不動産であることを証明する書類を添付して、社会福祉施設又は社会福祉事業を所管する県、市町に証明願を提出すること。

※　登録免許税法（昭和42年法律第35号）第４条第２項

　　　「同法別表第３に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

　　①　同法別表第３の１０

　　　　「社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

　　　②　登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第３条で定める書類

　　　　適用範囲の要件に該当する旨の当該不動産の所在地を管轄する県知事、市長、町長の証明書。

**２ 登録免許税の非課税証明に係る事務手続**

**（１）提出書類**

　ア　登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願（別紙様式１参照）

　　イ　添付書類（「作成上の注意」参照）

**（２）提出先**

**（ア）施設・事業の所管庁(認可、指定等)が広島県知事の場合**

　　　 広島県健康福祉局医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループ

広島県健康福祉局医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループ

○住所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電話　082－513－3149（ダイヤルイン）○ＦＡＸ　082－223－3572

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園については、担当課は下記のとおりです。

広島県健康福祉局安心保育推進課保育グループ

○住所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電話　082－513－3174（ダイヤルイン）○ＦＡＸ　082－223－3611

**（イ）施設・事業の所管庁(認可、指定等)が広島県知事でない場合**

　　 　市町の社会福祉法人所管課又は各施設、事業担当課

**（３）提出部数**

　　 ○　**証明願・・・・２部**

○　**添付書類・・・１部**

　　　○　Ａ４サイズに添付書類一覧の順に綴じて提出すること。

**（作成上の注意）**

１「証明願」は、正副として２部提出すること。

「添付書類」は、１部作成し、提出すること。

２　「証明願」の記載に当たっては、必ず不動産登記簿に記載された物件の表示

と同一の記載にすること。

　　（例：「番地」と「番」の違い。省略型（「町」○丁目○番地）を「町○－○」とするのは不可。○丁目の○は、漢字であること。）

**（添付書類）**

１　不動産登記簿謄本（新築の建物は、表示登記の謄本）※原本であること。

２　誓約書

３　定款（現行のもの。）

４　当該不動産の取得・使用権限等を証明できる書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 贈与、売買等により取得する場合 | ・当該不動産の贈与契約書及び印鑑登録証明書（原本）（贈与される場合）・当該不動産の売買契約書、代金受領書及び建物引渡書（購入の場合） | ※領収書の写しについては、既に支払済みのものを添付すること。銀行振込みの場合は振込み書等の写しを添付すること。 |
| 建築により取得する場合 | ・当該不動産の建物建築工事請負契約書、設計　　監理契約書、代金受領書及び建物引渡書（建築の場合） |

【建物の敷地が自己所有でない場合】

○　当該土地の賃借契約書又は地上権設定契約書（賃借権等を設定する場合）を添付すること。

５　位置図、各階平面図、立面図（建物）、地積図（土地）（社会福祉事業の用に供することの証明に係る土地・建物の床面積・地積が分かるもの。）

６　事業説明書（施設・事業所の所在地、利用者定員、事業開始日、事業内容等を記載）

７　理事会・評議員会議事録（写し）

→当該不動産の取得･使用目的(新規事業の開始など)に関する審議等を含む。

　　　※①事業計画決定、②契約方法決定、③契約の締結を承認した理事会等の議事録

８　当該不動産で行う事業について、認可又は指定を受けている場合は、通知書の写し等

９　なお、証明願の内容により、これ以外の資料を求めることがある。

【建物の一部を社会福祉事業の用に供する場合】

●例えば３階建てのうち１階部分のみが社会福祉事業の用に供する建物の場合

上記は、社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産である。

（ただし、１階部分（123.45㎡）のみ。）

●この証明を出した場合、法務局では面積按分によって登録免許税を課税・非課税部分に分ける。

（注意）証明書に図面と面積計算書を添付した上で発行すること。（広島法務局からの要請）

　　　（それぞれに割り印を押印すること。）

別紙様式１

**記　入　例**

証明願は、２部（原本）提出すること。

添付書類は、１部提出すること。

登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 広島県○○市○○町○丁目○番○号 |
| 名称 | 社会福祉法人 ○○会「社会福祉法」に規定する施設、事業名を正確に記載すること。 |
| 理事長の職・氏名 | 理事長　○○　○○　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 証明内容 |
| 証明を受けようとする不動産 | 所在 | 地番又は家屋番号 | 土地の地目又は建物の種類・構造 | 地積又は床面積 | 社会福祉事業としての具体的な用途 |
| 【土地の場合】○○市×××町【建物の場合】○○市×××町1234番地５土地は「番」、建物は「番地」と「不動産登記簿」どおり記入すること。「平家」を「平屋」と間違えないようにすること。○ 原則として、不動産登記簿どおりの面積を記入すること。○ ただし、社会福祉事業の用に供する以外の施設と合築する場合は、面積按分等が必要となることから、この場合、「社会福祉事業の施設に係る面積（持分）の積算根拠を明らかにした書面」を添付すること。※ 社会福祉事業分のみ証明を行う。　（記入例）　　　１階205.30㎡のうち205.30㎡　　　２階200.00㎡のうち100.00㎡ | 1234番511234番５ | 宅地保育所鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 | 100㎡１階 205.30㎡２階 200.00㎡ | 社会福祉法第２条第○項第○号に規定する○○○○○○施設を経営する事業に使用する。 |

　上記は、社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産であることを証明します。

　　令和　　年　　月　　日

広島県知事　　湯　﨑　英　彦

「年月日」の欄については

記入しないこと。

(注)１　不動産の記載内容は、不動産登記簿に基づいて正確に記載すること。

　　２　社会福祉事業としての具体的な用途は、社会福祉法に規定する施設、事業名を記載すること。

誓　約　書

**記　入　例**

　次の「土地・建物」について、向こう６か月以内に当法人の基本財産に編入するための定款変更認可申請（届）を行うことを誓約します。

財産の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地番又は家屋番号 | 土地の地目又は建物の種類及び構造 | 地積又は床面積 |
| （土地の場合）○○市×××町（建物の場合）○○市×××町1234番地５ | 1234番511234番５ | 宅地保育所鉄筋コンクリート造スレート葺平家建※ 「不動産使用証明願」の記載内容と同じように内容を正確に記載すること。 | 100㎡１階 205.30㎡２階 200.00㎡ |

　　令和○○年○○月○○日

社会福祉法人　○○会

　理 事 長　　○○　○○　　　㊞

　　広　島　県　知　事　　　様

**記　入　例**

令和○○年○○月○○日

広　島　県　知　事　　　様

【留意事項】依頼書及び添付書類の提出に当たっては、事前に、施設又は事業の認可・指定等を行う自治体（県又は市町の施設・事業担当課）に対し、当該施設又は事業の設備・運営等について、事前協議してください。

その後、当該自治体（証明願担当課）へ連絡した後に、依頼書等を提出してください。

申請者住所　　○○市×××町○丁目○－○

氏名　　社会福祉法人　○○会

理事長　　○○　○○　　　㊞

登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明書の

発行について（依頼）

このことについて、別添不動産使用証明願に掲げる建物（土地）の所有権(権利)に関する登記申請に当たり、登録免許税法第４条による登録免許税非課税の適用を受けたいので証明してください。

証明願は、２部提出のこと。

１部を証明書として、押印の上、返送します。

添付書類

○２部提出書類

　■　不動産使用証明願

○１部提出書類

　■　誓約書

　■　定款（現行のもの）（写し）

　■　登記簿謄本（表示登記※原本であること）

　■　不動産の取得を証明できるもの（写し）

　□　贈与契約書・印鑑登録証明書（贈与の場合）

　　　■　売買契約書・代金受領書・引渡書（購入の場合）

　　　□　建設請負契約書・設計監理契約書・代金受領書・建物引渡書

（建設の場合）

　　　□　賃貸契約書・地上権設定契約書（賃借権等設定の場合）

　■　図面

□土地：位置図、地積図（測量図）

■建物：位置図、敷地図、各階平面図、立面図

　■　事業説明書（社会福祉事業の用に供すると認められるもの）

　■　理事会、評議員会議事録（写し）

（事業（計画）の決定、不動産の取得（土地取得、建築設計・建築工事に関する契約締結に関するものを含む。）の決定に関するもの。）

別紙様式１

（注）該当する添付書類について、□を■とすること。

登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明願

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 |  |
| 名称 |  |
| 理事長の職・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 証明内容 |
| 証明を受けようとする不動産 | 所在 | 地番又は家屋番号 | 土地の地目又は建物の種類・構造 | 地積又は床面積 | 社会福祉事業としての具体的な用途 |
|  |  |  |  |  |

　上記は、社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産であることを証明します。

　　令和　　年　　月　　日

広島県知事　　湯　﨑　英　彦

(注)１　不動産の記載内容は、不動産登記簿に基づいて正確に記載すること。

　　２　社会福祉事業としての具体的な用途は、社会福祉法に規定する施設、事業名を記載すること。

誓　約　書

　次の「土地・建物」について、向こう６か月以内に当法人の基本財産に編入するための定款変更認可申請（届）を行うことを誓約します。

財産の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地番又は家屋番号 | 土地の地目又は建物の種類及び構造 | 地積又は床面積 |
|  |  |  |  |

　　令和　　年　　月　　日

社会福祉法人

　理 事 長　　　　　　　　　㊞

　　広　島　県　知　事　　　様

令和　　年　　月　　日

広島県知事　　様

申請者住所

氏名

　　　㊞

登録免許税法施行規則第３条の規定による不動産使用証明書の

発行について（依頼）

このことについて、別添不動産使用証明願に掲げる建物（土地）の所有権(権利)に関する登記申請に当たり、登録免許税法第４条による登録免許税非課税の適用を受けたいので証明してください。

添付書類

○２部提出書類

　□　不動産使用証明願

○１部提出書類

　□　誓約書

　□　定款（現行のもの）（写し）

　□　登記簿謄本（表示登記）

　□　不動産の取得を証明できるもの（写し）

　□　贈与契約書・印鑑登録証明書（贈与の場合）

　　　□　売買契約書・代金受領書・引渡書（購入の場合）

　　　□　建設請負契約書・設計監理契約書・代金受領書・建物引渡書

（建設の場合）

　　　□　賃貸契約書・地上権設定契約書（賃借権等設定の場合）

　□　図面

□　土地：位置図、地積図（測量図）

□　建物：位置図、敷地図、各階平面図、立面図

　□　事業説明書（社会福祉事業の用に供すると認められるもの）

　□　理事会、評議員会議事録（写し）

（事業（計画）の決定、不動産の取得（土地取得、建物設計・建築契約の締結に関するものを含む。）の決定に関するもの）